

第17 危険物保安監督者の選任・解任の届出

法第13条関係	・危険物の保安を監督する者
法第14条関係	・危険物施設保安員
政令第31条の2関係	・危険物保安監督者を定めなければならない製造所等
規則第48条の2関係	・実務経験
規則第48条の3関係	・危険物保安監督者の選任又は解任の届出書
市危則第11条関係	・危険物保安監督者の選任届

1 選任する単位については、次によること。◆

(1) 原則として、一の製造所等につき1人を選任すること。

ただし、1人では保安の監督に支障のあるときは、複数選任することができる。

(2) 同一事業所内の製造所等において、その態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合は、一の危険物取扱者を複数の製造所等の危険物保安監督者とすることができる。

2 届出は、一の製造所等ごとに提出すること。◆

3 市規則第11条に規定により選任の届出をするときは、危険物取扱者免状の写しを添付すること。

4 危険物保安監督者の被選任要件とされている6か月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6か月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。(H1.7.4 消防危第64号質疑)

5 保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等で危険物の取扱い及び貯蔵を開始するまでに危険物保安監督者を選任すること。◆

6 共同住宅等の燃料供給施設にあっては、危険物保安監督者を選任する義務がある。(H16.6.4 消防危第62号質疑)

7 選任しなければならない製造所等は、次の表のとおり。

[販売取扱所以外の製造所等]

危険物の種類 貯蔵・取扱い危険物の数量 危険物の引火点 製造所等の区分	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物		
	指定数量の倍数が30以下のもの	40°C以上	40°C未満	40°C以上	40°C未満	指定数量の倍数が30以下のもの	指定数量の倍数が30を超えるもの
製造所	○	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所	—	○	○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所	—	○	—	○	○	○	○
地下タンク貯蔵所	—	○	○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所	—	○	—	○	○	○	○
移動タンク貯蔵所	—	—	—	—	—	—	—
屋外貯蔵所	—	—	○	○	—	○	○
給油取扱所	○	○	○	○	○	○	○
移送取扱所	○	○	○	○	○	○	○

一般取扱所	○	○	○	○	○	○
容器詰替 ボイラ等消費	—	○	○	○	○	○

表第 1-17-1

〔販売取扱所〕

危険物の種類 貯蔵・取扱い危険 物の数量 危険物の引火点 製造所等の区分	第 4 類のみの危険物				左欄以外の危険物		
	指定数量の倍数が 15 以下のもの	40°C以上	40°C未満	40°C以上	40°C未満	指定数量 の倍数が 15 以下 のもの	指定数量 の倍数が 15 を超え 40 以下の もの
第 1 種販売取扱所	—	○				○	
第 2 種販売取扱所				—	○		○

表第 1-17-2